保育ができないことを証明する書類について

目次

就労されている場合

（1）会社、団体等で勤務している方　　　　　　　　　　　　　2ページ

（2）個人事業主として従事している方　　　　　　　　　３ページ

（3）個人事業の協力者として従事している方　　　　　　４ページ

（4）農業をしている方　　　　　　　　　　　　　　　　５ページ

（5）内職をしている方　　　　　　　　　　　　　　　　５ページ

出産（予定）の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　６ページ

疾病や障害のある場合　　　　　　　　　　　　　　　　　６ページ

保護者等が傷病人または障害者の介護・看護にあたる場合　６ページ

求職活動中の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６ページ

家庭の災害の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７ページ

就学の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７ページ

就労されている場合　月48時間以上の就労の場合、保育の必要性を認める。

　　　　　　　　　　　　　　※押印不要

（1）会社、団体等で勤務している方

◆提出必要書類◆

**就労証明書（No.1～No.11までの記載が必要）**

・不明な点がある場合、事業所に確認させていただくことがあります。

【注意事項】

◇証明が無効となる場合◇

・証明中の「勤務先事業所に関する事項」、及び「その他」の内容に関しては保護者が記載されると全て無効となります。事業所に記載を依頼してください。

・修正の場合、二重線を引き、事業所に訂正ならびに押印を依頼してください。

　（修正液による訂正は無効となります。）

・証明日が提出日より３カ月以上前のものは無効となります。

①育児休業中で職場復帰される方

◆提出必要書類◆

**就労証明書（No.1～No.14までの記載が必要）**

【項目内容について注意事項】

・No.9就労日、時間には、予定している復帰後の就労時間の記載を依頼してください。

・No.11就労実績については、実績のある直近の月（産休前など）の記載を依頼してください。

②内定を受けている方

◆提出必要書類◆

**就労証明書（No1.～No.11までの記載が必要）**

【注意事項】

・雇用開始前のため就労証明書の提出ができない場合は、内定されていることが分かる書類、及び雇用条件（就労時間等）の内容が分かるものをご提出ください。

　※就労証明書が申込時に提出できない場合は、入所日までに保育園もしくは健康福祉課に提出していただきます。

（2）個人事業主として従事している方　※押印不要

　　法人化されていない事業形態で、個人で事業を経営している場合です。（以下「個人事業主」を「中心者」といいます。）

　※事業形態が自営業の場合でも、株式会社など法人化されている場合は、「（1）会社、団体等で勤務している方」となりますので、就労証明書以外の追加書類の提出は不要です。ただし、法人確認のため法人番号を伺う場合があります。

◆提出必要書類◆

**就労証明書（No.1～No.11までの記載が必要）**

【注意事項】

・中心者が記入してください

**＋追加書類（　A　もしくは　B　をコピーで提出してください。）**

A・・・直近の確定申告（青色申告決算書または収支内訳書）、個人事業開廃業届出書、

営業許可書など個人事業を営んでいることが分かる書類）

上記のAの書類がない場合は、以下のBの書類①②いずれも提出をお願いします。

B・・・下記の２点いずれも（屋号、個人名などが確認できるものに限る）

　　　①本人が業務を行っていることがわかる書類（店舗の広告、チラシなど）

　　　　②売上や収支が分かる書類（請求書、伝票、契約書など）

【注意事項】

・青色申告決算書、収支内訳書（いわゆる白色申告書）ともに、事業所の情報（中心者氏名・事業所在地・屋号等）、給料賃金（専従者給与）の内訳の掲載がある頁の写しをご提出ください。

・ご提出いただいた書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で求める可能性があります。

（3）個人事業主の協力者として従事している方　※押印不要

協力者とは、アルバイトや手伝いなど中心者に雇用されている方です。

（中心者が３親等以内の親族である場合に限ります。）

※中心者が親族でない場合は、（3）には該当せず、「（1）会社、団体等で勤務している方」となりますので、就労証明書以外の追加書類の提出は不要です。

◆提出必要書類◆

**就労証明書（No.1～No.11まで記載が必要）**

・中心者に記入を依頼してください。

**＋追加書類（　A　もしくは　B　をコピーで提出してください。）**

A・・・下記のうち、いずれか１点

　　　①直近の中心者の確定申告（青色申告決算書または収支内訳書）

　　　　②協力者の源泉徴収票（屋号が分かるもの）

上記のAの書類がない場合は、以下のBの書類①②いずれも提出をお願いいたします。

B・・・以下のいずれも

　　　①給与の支払いの状況を証するもの

　　　　　給与明細、代表者が証明する給与支払証明書、代表者が証明する無給支払証明　　　書（自営手伝いで給与支払いがない場合）

　　　　②従事する業務内容が分かるもの

　　　　　店舗の広告、事業内容が分かるもの（販売内容一覧、メニューなど）

【注意事項】

・青色申告決算書、収支内訳書（いわゆる白色申告書）ともに、事業所の情報（中心者氏名・事業所在地・屋号等）、給料賃金（専従者給与）の内訳の掲載がある頁の写しをご提出ください。

・ご提出いただいた書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で

　求める可能性があります。

（4）農業をしている方（居住地域の民生委員の署名・押印が必要）

中心者・協力者問わず、個人事業として農業をしている場合です。

※会社等に所属し、勤務内容として農業をしている場合は「（1）会社、団体等で勤務している方」となります。

◆提出必要書類◆

**就労証明書（就労以外の場合）**

・①保護者等が農業をしている場合の箇所に、本人で記載してください。

・上記記載後、居住地域の民生委員に内容を確認していただき、署名・押印をお願いしてください。

（５）内職をしている方

※労働者として会社の勤務を自宅でしている場合（在宅勤務など）は、「（1）会社、団体等で勤務している方」となります。

※会社から業務を請け負い働いている場合（在宅ワーカーなど）は、「（2）個人事業主として従事している方」となります。

◆提出必要書類◆

**内職証明書**

内職供給者に証明していただくようにしてください。

【項目内容の注意事項】

・「（1）会社、団体等で勤務している方」で記載している◇証明が無効となる場合◇をご確認ください。

出産（予定）の場合（居住地域の民生委員の署名・押印が必要）

◆提出必要書類◆

**就労証明書（就労以外の場合）＋母子健康手帳の写し**

・②保護者等が出産、疾病、心身に障害がある場合の箇所に、出産（予定）日について本人で記載してください。

・母子健康手帳の写しは、出産（予定）日が分かる箇所をコピーで提出してください。

疾病や障害のある場合（居住地域の民生委員の署名・押印が必要）

◆提出必要書類◆

**就労証明書（就労以外の場合）＋医師による診断書　もしくは　精神等障害者手帳の写し**

・②保護者等が出産、疾病、心身に障害がある場合の箇所に、障害の級を本人で記載ください。

・精神等障害者手帳はコピーで提出してください。

保護者等が傷病人または障害者の介護・看護にあたる場合

（居住地域の民生委員の署名・押印が必要）

◆提出必要書類◆

**就労証明書（就労以外の場合）＋身体障害者手帳の写し　もしくは　要介護であることが分かるものの写し**

・③保護者等が傷病人または障害者の介護・看護にあたる場合の箇所に、障害の級・要介護　　度を本人で記載ください。

・身体障害者手帳もしくは要介護度が分かるものはコピーで提出ください。

求職活動中の場合

◆提出必要書類◆

**求職活動が分かるもの**

・求職活動が分かるものについてコピーを提出してください。（公共職業安定所から交付されている「求職受付票」など）

家庭の災害の場合

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

◆提出必要書類◆

**罹災証明書**

就学の場合

保護者が大学・職業訓練等に在籍している場合

◆提出必要書類◆

**就学証明書の写し　または　学生証の写し＋履修状況の分かるもの（年間計画表、時間割、カリキュラムの詳細がわかるもの　など）**

※就学認定の対象外となるものもありますのでご注意ください（通信教育など）